

原子力施設等におけるトピックス
(令和5年4月24日～5月7日)

令和5年5月10日
原子力規制庁

○令和5年4月24日～5月7日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

| 発表日 | 事業者名 | 事業所名 | 件名 | 備考 |
|-----|------|------|------|----|
| | | | 該当なし | |

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和5年4月24日～5月7日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

| 発表日 | 事業者名 | 事業所名 | 件名 | 備考 |
|-----|------|------|------|----|
| | | | 該当なし | |

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当なし

<その他>

柏崎刈羽原子力発電所5号機 海水熱交換器建屋(非管理区域)における海水の漏えいについて(4月27日ホームページ掲載)

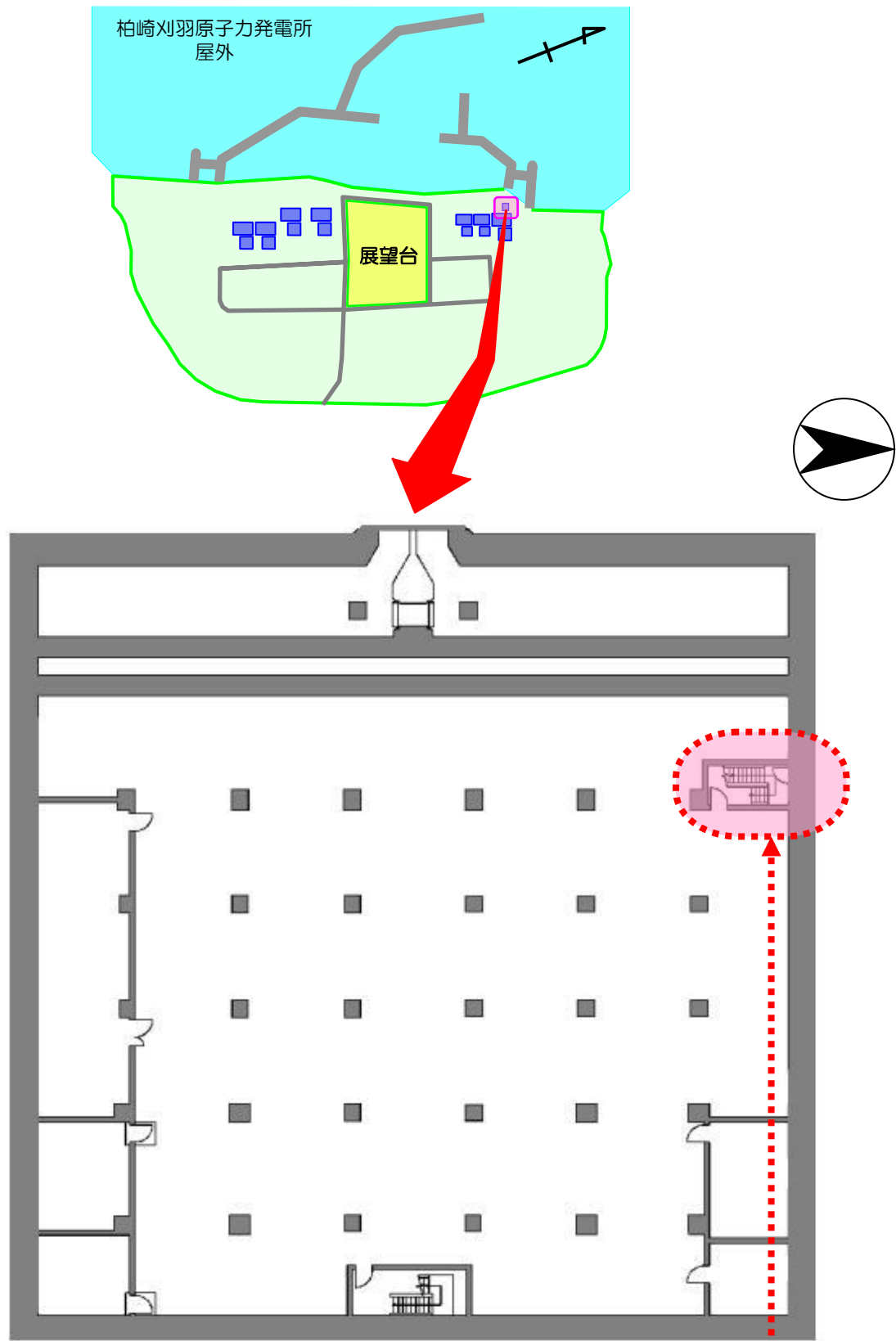
(別紙)東京電力ホールディングス株式会社の公表資料

2023年4月27日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

区分：Ⅲ

| | | |
|---------------|--|---|
| 号機 | 5号機 | |
| 件名 | 海水熱交換器建屋（非管理区域）における海水の漏えいについて | |
| 不適合の概要 | <p>2023年4月26日午後11時36分頃、5号機海水熱交換器建屋地下2階において、運転員が巡視点検を実施していたところ、海水系配管スペースエリアから水が浸み出していることを確認しました。</p> <p>その後、当該エリア内にある原子炉補機冷却海水系*の空気抜き配管の弁から海水が漏れていることを確認したことから、当該弁を閉め、海水の漏えいは停止しました。</p> <p>海水の漏えい量は約48,000Lと推計しています。</p> <p>また、現時点で当該配管に異常はなく、弁から漏えいした原因について確認しております。</p> <p>なお、外部への放射能の影響はありません。</p> <p>* 原子炉補機冷却海水系 原子炉建屋内の設備（非常用ディーゼル発電機、空調機等）を冷却する原子炉補機冷却水系を、熱交換器を介して海水で冷却する系統であり、ポンプ1台あたり、2,460,000L/hの吐出流量。</p> <p style="text-align: center;">＜イメージ図＞</p> <p style="text-align: center;">北西階段室 海水系配管スペースエリア</p> <p style="text-align: center;">※ポンプ起動後、漏えいの停止確認までの海水の漏えい量（約33時間）</p> | |
| 安全上の重要度／損傷の程度 | <p>＜安全上の重要度＞</p> <p>安全上重要な機器等 / その他</p> | <p>＜損傷の程度＞</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p> |
| 対応状況 | 今後、漏えいの原因を調査し、再発防止対策を講じてまいります。 | |

5号機 海水熱交換器建屋（非管理区域）における海水の漏えいについて



柏崎刈羽原子力発電所5号機 海水熱交換器建屋 地下2階

発生場所
(海水系配管スペースエリア)